氏名　　様

契約書

介護予防支援及び
介護予防ケアマネジメントについて

重要事項説明書

個人情報使用同意書

平井小松川地域包括支援センター
しろひげファミリー

契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様(以下『利用者』とします)と平井小松川地域包括支援センターしろひげファミリー(以下『事業者』とします)、及び下記第3条に定める委託先事業者（以下『委託先事業者』とします）は、介護保険法令に規定される指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業(以下『介護予防支援等』とします)について、各々対等の立場でその内容を確認し、次の通り契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとします。

第1条　(契約の目的及び内容)

【1】　事業者及び委託先事業者は要支援状態の悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療との連携に配慮し介護予防サービス計画又は介護予防・生活支援サービス計画(以下『介護予防サービス計画等』とします)を作成するとともに、指定サービス等の提供が確保されるよう指定介護サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス提供事業者(以下『サービス事業者等』とします)と連絡調整、その他の便宜を提供します。又、利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が費用負担しなければならない所定の利用料、その他の費用を支払うものとします。

【2】　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容の詳細は、別紙に記載の通りとします。

第2条　(契約期間)

この契約書の契約期間は　　年　　月　　日

から利用者の要支援認定有効期間満了日又は、介護予防・生活支援サービス事業の利用を必要としなくなった日までとします。ただし、利用者が事業者に対して、契約終了を文書により申し出ない限り、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約期間は、要支援認定者にあっては次の要支援認定の有効期間の満了日までとします。

第3条　(居宅介護支援事業所への委託)

【1】　事業者は、本契約に係る介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を指定居宅介護支援事業者に委託するものとします。

【2】　委託先事業者は本契約に定められた内容を厳守し、事業者と連携して業務を遂行します。尚、第8条に規定する個人情報の取扱いについては、委託先事業者と同様の義務を負うものとします。

第4条　(介護予防支援等の担当者)

【1】　事業者及び委託先事業者は、介護予防サービス計画等の作成及び、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等の介護予防支援等の業務を担当する介護保険法令に定める職員(以下『担当職員』とします)を選任し、その者の氏名を利用者に書面により通知するものとします。

【2】　事業者は、職員を交代させる場合には、交代の理由を明らかにし、交代後の職員の氏名を書面により利用者に通知するものとします。

第5条　(介護予防支援等の実施方法)

【1】　事業者及び委託先事業者が利用者に対して提供する介護予防支援等は、別紙記載の『介護予防支援等業務の実施方法等について』(以下『別紙』とします)に基づき実施するものとします。

【2】　利用者又はその家族は、委託先事業者が提供する介護予防支援等の内容が別紙に基づいて実施されていないと認められる場合には、サービス提供者に対して説明を求め、必要に応じて改善を申し出ることができます。

【3】 事業者及び委託先事業者は、介護予防支援等の提供において、AI技術を活用する場合は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) AI技術の活用範囲について利用者に事前に説明すること。

(2) AI判断の根拠及び過程について透明性を確保すること。

(3) 専門職による最終的な確認をすること。

(4) 利用者の個人情報及びプライバシーの適切な保護を行うこと。

第6条 (介護予防支援等の提供内容の記録)

【1】 事業者及び委託先事業者は介護予防支援等業務の提供内容に関する記録を行うとともに、この契約終了後5年間保管するものとします。

【2】 事業者及び委託先事業者がAI技術を活用して記録を作成する場合は、記録の正確性について専門職による確認を行うものとします。

【3】 利用者は、事業者に保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

第7条 (料金)

【1】 この契約書に基づき、事業者が提供する介護予防支援等にかかる料金は別紙の通りです。

第8条 (秘密保持及び個人情報の保護)

【1】 事業者及び委託先事業者及びその他従業者は、介護予防支援等を提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏洩することは禁止されます。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続するものとします。

【2】 事業者及び委託先事業者は利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることは禁止されます。又、利用者の家族の個人情報についても予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いることは禁止されます。

【3】 事業者及び委託先事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

第9条 (契約の解約)

【1】 利用者から行う解約措置

(1) 利用者は、契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を文書にて申し出るものとします。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(2) 次の場合、利用者は事業者に申し出を行うことにより、事前申し出の期間なしにこの契約を解約することができるものとします。

① 事業者又は委託先事業者が正当な理由なく介護予防支援等の提供を行わない場合。

② 事業者又は委託先事業者が明らかな守秘義務に反した場合。

③ 事業者又は委託先事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

④ その他事業者がこの契約に定める介護予防支援等の提供を正常に行ない得ない状況に陥った場合。

【2】 事業者から行う解約措置

(1) 事業者及び委託先事業者は、休廃止等この契約に基づく介護予防支援等の提供が困難になる等、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対してこの契約の解約を予定する日から1ヵ月以上の期間をおいて、利用者に解約理由を示した書面を通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

(2) 入院等特段の理由がなく、担当職員の訪問を拒んだ場合、介護保険の利用を行うことができなくなる場合があります。

(3) 利用者又はその家族などが事業者や従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為(ハラスメントを含む)を行った場合は、1ヵ月以上の事前申し出の期間なしにこの契約を解約できるものとします。

【3】 契約の自動終了

(1) 利用者の介護認定区分が『要介護』と判定された場合。

(2) 非該当又は自立となった場合。

(3) 利用者が死亡した場合。

(4) 利用者が区外への転出により、江戸川区の被保険者でなくなった場合、担当地区外へ転居した場合。

(5) 長期間の入院や入所になった場合。

第10条 (身分証携行)

【1】 事業者の担当職員は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

第11条 (利用上の注意義務等)

【1】 利用者は介護予防支援等の実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、事業者及び委託先事業者の従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措置を取ることを認めるものとします。ただしその場合、事業者及び委託先事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮するものとします。

【2】 利用者の心身の状況等により、特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者及び委託先事業者とが、介護予防支援等の内容について、介護保険法令その他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

第12条 (賠償責任)

【1】 事業者及び委託先事業者は、介護予防支援等の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対して損害を賠償するものとします。

第13条 (相談・苦情対応)

【1】 事業者及び委託先事業者は利用者からの相談・苦情の窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援等または介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するものとします。

第14条 (虐待の防止)

【1】 事業者及び委託先事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止の為に、必要な措置を講じるものとします。

第15条 (契約内容の履行と契約外事項の取り扱い)

【1】 利用者、事業者及び委託先事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

【2】 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めるものとします。

第16条 (合意裁判管轄)

【1】 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は事業者の所在地を直轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意することとします。

別紙

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて

【1】　介護予防サービス計画等の作成について

(1)　介護予防サービス計画作成の担当者について

担当地域包括支援センター	平井小松川地域包括支援センター しろひげファミリー
所　在　地	東京都江戸川区小松川3-73　岩崎ビル1F
電　話　番　号	03-5627-1190
担　当　者　氏　名	

(2)　介護予防サービス計画等の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

①　利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接等により、利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

②　利用する介護予防サービスの選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供します。又、利用者から事業所に対して複数のサービス事業者等の紹介を求めることが可能です。

③　サービス事業所等の選定及び推薦に当たっては利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立な立場を堅持し利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導又は支持を行いません。

④　介護予防サービス計画等の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスや主治医等の関係者から専門的な見地の情報を求めます。

⑤　担当者が本業務を行う際には、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

⑥　介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。

⑦　利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。

(3)　利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

①　利用者の介護予防サービス計画等の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス計画等を作成し、改めて利用者の同意を確認します。介護予防サービス計画等の原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

【2】　介護予防支援等の類型及び利用料金

類型	内容	利用料金
指定介護予防支援	指定介護予防給付サービスを利用する場合または指定介護予防給付サービスと介護予防・生活支援サービスを併用する場合に適用する。	5,038円
介護予防 ケアマネジメント	介護予防・生活支援サービスのうち、指定予防訪問介護及び、指定予防通所介護に相当するサービス又は区が実施する緩和型サービスのみを利用する場合に適応する。	5,038円
初回加算	新規に介護予防サービス・支援計画書を作成して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供した場合等に加算する。	3,420円
委託連携加算	利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。	3,420円
介護職員等 処遇改善加算	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に加算する。	2.10%

※厚生労働省の定める基準を満たさない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算と業務継続計画未策定減算として各々所定単位数から1/100が減算されます。

※介護保険又は生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合、上記の料金にかかる利用料は不要です。

※介護保険が適応される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には一旦料金をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を江戸川区の窓口に提出すると払い戻される場合があります。

重要事項説明書

【1】　指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント(以下『介護予防支援等』とします)は、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス計画又は介護予防・生活支援サービス計画(以下『介護予防サービス計画等』とします)の作成又はケアマネジメントを行い、作成された介護予防サービス計画等に沿った指定介護予防サービス又は介護予防・生活支援サービス等の提供を確保し、当該サービス事業者との連絡調整、その他の便宜を図り、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

【2】　相談窓口等

地域包括支援センター(以下『事業者』とします)が提供する介護予防支援等についての相談窓口及び連絡先は【4】のとおりです。ご不明な点は遠慮なくお尋ねください。

【3】　担当職員

利用者への介護予防支援等については、【4】の事業者の介護支援専門員が担当します。尚、介護予防支援等を指定居宅介護支援事業者に一部事業委託する場合には、当該事業者の従事者が担当します。

【4】　指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター

<table>
<tr><td>センター名称</td><td colspan="2">平井小松川地域包括支援センター
しろひげファミリー</td><td>介護保険指定番号</td><td>1302300213</td></tr>
<tr><td>法　人　名</td><td colspan="2">医療法人社団しろひげファミリー</td><td>TEL</td><td>03-5627-1190</td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="4">東京都江戸川区小松川3-73岩崎ビル1階</td></tr>
<tr><td>担当者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">職員体制</td><td rowspan="6">担当職員</td><td>管理者</td><td>1名</td></tr>
<tr><td>主任介護支援専門員</td><td>1名以上</td></tr>
<tr><td>保健師・看護師</td><td>1名以上</td></tr>
<tr><td>社会福祉士</td><td>1名以上</td></tr>
<tr><td>介護支援専門員</td><td>1名以上</td></tr>
<tr><td>認知症支援推進員
※その他職員を若干置くことができる。</td><td>1名</td></tr>
</table>

【5】　介護予防支援等の内容

介護予防支援の内容	提供方法
(1)介護予防サービス計画等の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて」を参照ください。
(2)サービス事業者等との連絡調整	
(3)サービス実施状況の把握・評価	
(4)利用者状況の把握	
(5)介護予防支援・介護予防ケアマネジメント サービスに係る給付管理	
(6)介護認定等の申請に対する協力、援助	
(7)相談業務	

【6】　利用者の居宅への訪問頻度の目安

(1)　担当職員(又は居宅介護支援事業所の介護支援専門員)が利用者の状況把握の為、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヵ月に1回となります。(サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3ヵ月に1回が目安になります)又、利用者の同意を得て、サービス担当者会議等において、利用者の状態が安定している、利用者が家族のサポートなどを受けてもテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる事、テレビ電話装置等を活用しては収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報収集が出来る事に関係者が合意を得ている場合はおおむね6ヵ月に1回の訪問となります。ただし、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援等業務の遂行に不可欠と認められる場合は利用者の居宅を訪問します。尚、区が実施する通所型の短期集中型サービスについては、訪問のほか適切な手段により状況を把握します。

【7】　秘密の保持と個人情報の保護について

(1)　利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び委託先事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)　個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で合意を得ない限りサービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、又、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

【8】　介護予防支援等業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 平井小松川地域包括支援センター しろひげファミリー	所 在 地	江戸川区小松川3-73 岩崎ビル1F
	電話番号	03-5627-1190
	担当者	佐久田　順
【区の窓口】 江戸川区福祉部介護保険課 事業者調整係	所 在 地	江戸川区中央1-4-1
	電話番号	03-5662-0032
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険団体連合会	所 在 地	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11F
	電話番号	03-6238-0011

【9】　ハラスメントの防止について

(1)　次のような行為はご遠慮ください

身体的な暴力	叩く、蹴る、物を投げつける、つねる、唾を吐く、刃物や凶器(に見える物を含む) を見せて脅す　など
精神的な暴力	大声で怒鳴る、威圧的な態度、人格を否定する発言、脅迫、職員の名前を挙げて誹謗中傷（SNS等への投稿を含む） など
セクシュアルハラスメント	必要なく身体に触れる、性的な発言や冗談、わいせつな画像等を見せる　など
契約内容を著しく超える要求	サービス外の行為の強要、同じ要求の執拗な繰り返し、長時間の拘束や電話、不当な金銭の要求　など
その他	職員の個人的な連絡先を執拗に求める、無断での撮影・録音したものを公開する　など

(2)　当事業所の対応

①　事業所として組織的に対応し、職員個人に対応を任せることはいたしません。

②　病気や障害などの影響による言動は、その背景に配慮し主治医やケアマネジャー等と相談しながらケアの方法を一緒に考えることを基本とします。

③　改善されない場合は次の順に対応します。

ア　管理者等から口頭または書面で改善をお願いします。

イ　複数名での対応や、サービス提供の日時・方法・内容の見直しについてご相談することがあります。変更に当たっては、必要な説明・同意やサービス計画の変更等の手続を行います。

ウ　それでも改善が見られずサービスの継続が著しく困難な場合は、行為の内容、再発の可能性、他の対応方法、利用者様への影響などを踏まえて契約解除に正当な理由があるかを個別に判断します。必要に応じて関係機関（主治医、ケアマネジャー）と協議し、法令及び契約に従って、書面により契約を解除することがあります。その場合は、他の事業所の紹介など必要なサービスが途切れないよう配慮します。

④　暴行、傷害、脅迫などにより安全確保が必要な場合は、③の手順によらず、利用者様の安全にも配慮したうえでその場の対応を中断して退避することがあります。犯罪に該当しうる行為については必要な措置をとります。

⑤　職員の安全確保及び事実確認のため、状況に応じて職員が防犯ブザーを使用すること、また、ボイスレコーダー（録音機）等により訪問時の会話を録音すること（スマートフォンによる文字での記録を含みます）があります。録音等の内容はハラスメントへの対応及び事実確認の目的に限って利用し、当事業所が定める方法により適切に管理したうえで、目的を終えた後は消去します。

(3)　ご相談窓口

サービスに関するご意見・ご要望は、これまでどおり苦情相談窓口【8】で承ります。正当なご意見・ご要望は、サービス改善のために大切に受け止めます。

【10】　感染症の予防及びまん延防止の為の措置

(1)　事業者は、感染症の予防及びまん延防止の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①　感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②　感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備しています。従業者に対する感染症の予防及びまん延防止の為の研修を定期的に実施しています。

【11】　虐待の防止について

(1)　事業者及び委託先事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

①　虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

②　虐待の防止の為の指針を整備しています。

③　従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を定期的に実施しています。

④　サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親戚・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを江戸川区に通報します。

⑤　利用者又は他利用者等の生命又は身体の保護をするため緊急やむを得ない状態を除き身体拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合には理由を記録します。

⑥　虐待の防止に関する措置を適切に実施する為の担当者を設置しています。

虐待通報の窓口		
【地域包括支援センターの窓口】 平井小松川地域包括支援センター しろひげファミリー	所 在 地	江戸川区小松川3-73 岩崎ビル1F
	電話番号	03-5627-1190
	担当者	佐久田　順
【区の窓口】 江戸川区福祉部介護保険課 権利擁護係	所 在 地	江戸川区中央1-4-1
	電話番号	03-5662-0032

【12】　業務継続計画の策定等について

(1)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3)　定期的に、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

個人情報使用同意書

私(利用者)及び家族は、平井小松川地域包括支援センターしろひげファミリーが、私、代理人、及び家族の個人情報を必要最低限の範囲内で下記利用目的において使用、提供、又は収集する事に同意します。

【1】　利用目的

(1)　介護保険における介護認定の申請および更新、区分変更の為。

(2)　医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者)、その他社会福祉団体等との連絡調整の為。

(3)　利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び、主治医等の意見を求める必要がある場合。

(4)　利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスの為。

(5)　行政の開催する評価会議、サービス担当者会議の為。

(6)　その他サービス提供で必要な場合。

(7)　上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

【2】　使用条件

(1)　個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しません。
　又、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。

(2)　個人情報を使用した会議の内容や相手方等について、経過を記録し、請求があれば開示いたします。

【3】　個人情報の内容 (例示)

(1)　氏名、住所、生年月日、健康状態、病歴、家族状況等、事業所が介護予防支援等を行う為に最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

(2)　認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見。(認定結果通知書)

(3)　その他サービス提供に必要な情報。

・重要事項説明書

・個人情報使用同意書

について説明を受け、同意し交付を受けました。
以上の説明を受け同意したことを証するため、本書3通を作成し、利用者及び事業者、委託先事業者が署名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

・契約締結日・重要事項説明書説明日・個人情報使用同意書同意日

年　　月　　日

・事業者氏名

事業者	事業者名	医療法人社団　しろひげファミリー
	所在地	東京都江戸川区東瑞江3-55-11
	代表者名	山中　光茂
事業所	事業所名	平井小松川地域包括支援センターしろひげファミリー
	所在地	東京都江戸川区小松川3-73　岩崎ビル1階
	管理者名	佐久田　順
委託先事業所	事業所名	
	所在地	
	管理者名	
説明者	説明者	
利用者	住　所	
	氏　名	
家族又は代理人	住　所	
	氏　名	続柄